

## 農家経営滞在型クラインガルテンの提案

「学園花の村」は、静岡県中遠地区の篤農家宮城正雄氏（現在90歳）が、10数年前「荒廃地を座視するは人道の大罪なり」との二宮尊徳の直言に胸を刺される思いから、荒廃農地の再生に立ち上がったのを支援する目的で、平成10年に組織された市民グループである。メンバーは100人ほどの組織で未利用の農地を使用し、有機農法で野菜・お茶・お米を生産しており、またその一部は消費者へ直接販売したり、「道の駅」等に出荷したりしている。

最近地元の農家から、高齢なため農作業が大変で、このままでは農地が荒れるから何とか「学園花の村」で世話をしてくれないか、という相談が急増している。花の村は、NPO法人「ふるさと回帰支援センター」と連携し、団塊の世代を主体に紹介しているが、ネックになるのが住宅問題である。1反歩（300坪）程度の農地を紹介しているが農作物自体の栽培管理は勿論、夏場の雑草取りは大変で、農地をしっかりと管理するには滞在する拠点が欲しい。

地元空き家はあるが手直しが必要で、また一人もしくは夫婦で住むには広すぎて管理に手がかかる。そこで「学園花の村」の創設者である宮城正雄氏は農家自体が経営する移動ハウスを併設する市民農園（100坪）を提案している。また、あわせて荒廃農地を再生し果樹園とするプランも有している。

新農政における認定農業者制度、集落営農方式や株式会社は、大規模化と効率化を目的とするものであるから、条件の悪い農地は取り残される懸念があり、荒廃農地はますます拡大する恐れがある。

団塊の世代の多くは農村暮らしや農業を楽しみたいと言う人たちだから効率化が主目的ではない。農の中に経済外的な価値を求めようとしているのである。農業外の人たちが、自ら汗して自分で食べるものは自分で作ったら、いかに農業が大変で収益性の低いものか、農業の実態がわかり理解が深まると思う。いやむしろ、自然と触れ合う中に新しい自分が発見できるのではないか。団塊の世代を農業の「第三の担い手」として位置付けたらよいと思う。

都市と地方の格差是正が大きな政治課題となってきたが、基本的には、巨大

都市への人口集中が格差をもたらすのであって、今後「ふるさと回帰」や「二地域居住」が格差是正に大きな役割を果たすことになる。農家経営の滞在型クラインガルテンは、多くの社会的な意義が有ると自認しているが、これを今後普及させていくには大きな隘路がある。それは農地法とそれを運用する地方自治体の姿勢である。

滞在施設を農作業小屋として認めている地方自治体がある一方で、厳格にそれを拒んでいる地方自治体もある。宮城正雄氏はその妥協・苦心の産物として移動方式のハウスを考案し、必要があればいつでも撤去可能なものとした(また、このハウスは鉄骨造りで地震時の避難施設としても転用が可能である)。

移動型のハウスにしたのは、農地上には建築物を建てることが出来ないという農地法上の制約をクリアするためであり、旧建設省の通達にある「速やかに移動撤去可能なものは建築物とみなさない」という一項を援用したものである。農家も安定した賃貸収入が見込め、また定年帰農者も退職金の1割ないし2割の予算で移動ハウスを取得できる(農家の1反歩あたり賃貸収入50万円から60万円程度)。農地を荒らさずに農地を農地として活用でき、また団塊世代の定年帰農ニーズを充足させることも出来る。

しかし移動方式のハウスでも地方自治体は難色を示している。また、かつて「学園花の村」では個人の農業参入の円滑化をはかるため内閣規制改革会議に農家資格の引き下げを要望し、一昨年から農業参入を円滑にするため農家資格について経営面積5反歩が1反歩に下げられたが、地方自治体によってはその運用を認めていないところもある。趣旨に沿って法や行政の均てん化を望みたい。

いま農地法の改正論議がなされている。担い手のいない農地を農地として活用するためには、耕作意欲のある個人が円滑に賃借でき、かつ管理をしっかりとやるためにその農地の上に滞在可能な農作業小屋の建設が認められるように農地法を改正して欲しいと願う次第である。

終戦直後、自作農創設のため農地法が制定され、60年経った現在、農村は担い手の不在で農地の荒廃が進行している。一方で団塊世代の「ふるさと回帰」や「二地域居住」の大きな潮流変化があり、それに対応した改革が必要である。

(「学園花の村」事務局 藤本 将・ふじもとすすむ)